

すさき街角ギャラリーのご利用について

<受付>

利用開始日の1年前から7日前までの間に予約できます。

<休館日>

毎週月曜日（ただし月曜日が祝日の場合には次の平日が休館日となります）。12月29日から翌1月3日。特に必要な場合は、これを変更し臨時に休館することがあります。

<使用時間>

9時から17時までです。使用時間は、準備、リハーサル、観客の入退場、片付けの時間も含まれます。

<使用料>

使用料はあらかじめ利用日までに納入してください。納入された使用料は、条例で定められている場合のほか、返金できません。

【基本使用料】

区分	基本使用料		冷暖房使用料 (各時間区分)
	9～12時	12～17時	
ホール	400円	500円	200円
和室（1）	500円	700円	200円
和室（2）	300円	400円	200円
湯沸室	400円	500円	200円

- ①2つ以上の時間区分にまたがって使用する場合は、それぞれの合計額とします。
- ②使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合及び商品の宣伝、物品の販売その他営利行為とみなされる目的で利用する場合の使用料の額は、当該区分にかかる使用料に2を乗じた額とします。
- ③市長が特に必要を認めるとき、又は指定管理者が必要と認める場合であってあらかじめ市長の承認を得たときは、17時から21時まで利用できます。この場合の使用料は、当該区分の12時から17時までの使用料に1.3を乗じた額とします。また、冷暖房使用料は400円です。

<使用許可>

使用料の納入時に利用許可書を発行します。催物の宣伝やチケット、ポスターの印刷等は、利用許可書を受け取ってから行ってください。利用許可書を発行するまでの間は、いかなる事情があっても、当館はその責任を負いません。

<利用の変更・中止>

利用申請者の都合で使用を中止したり、変更した場合使用料還付申請書を提出してください。

<許可の取消等>

許可された内容を勝手に変更したり、規則が守られないときには、使用の停止または許可を取り消すことがあります。この場合においても、当館は賠償の責任を負いません。

<ホールの催物の打合せ>

利用日の 1 カ月前までに、ご連絡の上で担当者と打合せを行ってください。打合せ時に申し出のなかった事柄については、当日、急に申し出があっても対応できません。

<安全管理>

- ①不時の災害に備えて、避難経路、消火器具等を確認し、その付近には物品を置かないようにしてください。
- ②駐車場の混雑が予想される催物の場合は、駐車誘導員を配置してください。

<許可の必要な行為>

- ①湯沸室以外での火器の使用。(消防署へ禁止行為解除申請書の提出が必要です。)
- ②看板、ポスター、旗などの設置
- ③印刷物、資料、商品見本等の展示、配布。(当日の催物に関係するものに限り許可します。)

<禁止行為>

- ①営利許可を受けていない場合の商品、物品の販売及び宣伝行為
- ②他人に迷惑を及ぼすおそれのある者を入館させること。
- ③その他、当館の業務に支障を及ぼす行為。